

# 物品の購入、役務の提供等の調達における障害者雇用促進企業等に対する優遇措置の実施に関する要綱

(令和5年10月1日制定)

(令和6年4月1日改正)

(令和8年7月1日改正)

## 1 趣 旨

この要綱は、物品等（物品、印刷物（障害者福祉の増進及び障害者の雇用の拡大のために利用するものに限る。）及びクリーニングの請負をいう。以下同じ。）、役務の提供等（建設工事（和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第2条に規定する工事をいう。）、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。以下同じ。）の調達において、障害者雇用促進企業（障害者の雇用に積極的に取り組む企業）及び障害者就労施設等（障害者を支援する施設）の受注の機会を確保するための取扱いを定めることにより、県内の障害者の雇用及び就労の促進に資することを目的とする。

なお、この要綱において「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条に規定する者をいう。

## 2 障害者雇用促進企業

### (1) 所管課

会計局総務事務集中課

### (2) 定 義

次のいずれにも該当する者であって、5の規定により登録を受けたもの

ア 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に規定する一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有する者

イ 和歌山県内に本店、支店、営業所等（以下「県内事業所」という。）を有する者であって、県内事業所（2以上の県内事業所がある場合は県内事業所全体）において、過去1年間の各月の初日において雇用する障害者の割合が障害者雇用促進法で規定する雇用率の2倍以上である者（障害者雇用促進法附則（抄）第3条第2項の規定による除外率により算定した従業員数が37.5人未満（ただし、令和8年6月以前の月については40.0人未満）の事業主に係る県内事業所にあっては1人以上の障害者を雇用している者）

### (3) 適用対象

県が行う物品等の調達

### (4) 登録申請書類

- ・ 障害者雇用促進企業登録申請書（別記第1号様式）
- ・ 障害者雇用状況計算書（別記第2号様式）

### 3 障害者就労施設等

#### (1) 所管課

福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

#### (2) 定義

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等のうち県内事業所を有する次のいずれかの者。

ただし、ウからケまでに該当するものにあつては、5の規定により登録を受けたものに限る。

ア 障害者支援施設

イ 障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な助成を受けている施設）

オ 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所）

カ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ アからクまでの施設に準ずる者として知事の認定を受けた者

#### (3) 適用対象

県が行う物品等、役務の提供等の調達

#### (4) 登録申請書類

- ・ 障害者就労施設等登録申請書（別記第6号様式）

### 4 登録申請の時期及び登録の有効期間

上記2又は3の登録を受けようとする者は、各登録申請書類を次のとおり各所管課に提出するものとする。

#### (1) 定期申請

ア 申請時期

令和5年を初年とする同年以後の3年ごとの各年（以下「定期申請年」という。）における10月1日から同月31日までの期間

イ 申請対象

新規の申請又は既に登録されている者の更新の申請

ウ 登録の有効期間

定期申請年の翌年の1月1日（以下「基準日」という。）から起算して3年間

## (2) 随時申請

### ア 申請時期

定期申請年の9月1日から翌年の1月3日までの期間を除く任意の期間（ただし、知事が必要と認める場合については、この限りではない。）

### イ 申請対象

新規の申請

### ウ 登録の有効期間

登録された日から最初に到来する基準日の前日までの期間

## (3) 有効期間中の確認

上記2の登録を受けた者にあつては、(1) (2)にかかわらず原則として毎年10月に別記第2号様式を所管課に提出し、確認を受けるものとする。

## 5 登録等

### (1) 登録

知事は、4の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、要件を満たすと認めるときは、登録を行うとともに、その旨を当該申請者に通知する。

### (2) 周知

知事は、2又は3の登録を受けた者（以下「障害者雇用促進企業等」という。）の名簿を作成し、公表するものとする。

### (3) 登録の取消し

知事は、障害者雇用促進企業等が、要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、直ちに当該登録を取り消す。

## 6 優先調達

知事は、障害者雇用促進企業等が供給できる物品等を調達し、又は役務の提供等を受けようとするときは、予算の適正な執行及び和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）第109条の規定に留意しつつ、当該企業等から調達し、又は役務の提供を受けるよう努める。ただし、調達の金額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に示す金額の範囲内の場合に限るものとする。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

物品等の調達における障害者雇用促進企業等に対する優遇措置の実施に関する要綱（平成17年4月1日制定）は、令和5年12月31日限り廃止する。